



Global Tax Update

ドイツ

税理士法人トーマツ

2015年1月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

過少申告などの税法違反行為の自発的開示の可能性に関する新規則

ドイツ財政法に基づく税法違反行為の自発的開示の可能性に関する規則が改正され、2015年1月1日から施行されている。

2011年4月における税法違反行為の自発的開示の可能性に関する規則改正後、ドイツの議会は税法違反行為の自発的開示の可能性の新規則の導入を検討していた。ポイントは、次のとおりである。

従前の法律によれば、ディスクロージャーレターにより刑事免責を受けるためには、刑事訴追の時効となっていない関係税目のすべての税法違反行為について、その包括的情報を財務当局に提供する必要があった。2015年1月施行の新規則では、たとえ刑事時効期間が短かったとしても、少なくとも直近10年間についての開示が要請されている。

また、刑事免責の除外に関し、新規則では次のとおり修正されている。

- まず第一に、従前の規則と同様に、刑事違反者またはその代理人に調査命令が告知された場合には、自発的開示は有効にならない。加えて、関係者たる教唆者、補助者、その他脱税により利益を得ている者に調査命令が伝えられた場合であっても、刑事免責は認められない

- これからは、進行中かつ重要な税務調査の範囲に影響を与えない税法違反行為の開示は可能となる。これは、今後このような場合では部分的な自発的開示が有効であることを意味している
- 同様の規則が、税務調査における調査官の出席においても定められた。すなわち、進行中かつ重要な税務調査の範囲に影響を与えない税法違反行為が含まれているときには、その限りにおいて自発的開示は有効となる
- さらに、VAT (Value Added Tax: 付加価値税: 以下「VAT」)の仮申告、月次賃金税の申告についても変更がある。今後は、刑事免責を得るためには、年次のVAT申告書の訂正のみ可能となる。当該事業年度の月次のVAT仮申告書の修正は不要となる。月次の賃金税の修正もまた、部分的に可能となる
- 従前の法律で規定されているように、刑事訴訟の開始または過料の賦課手続の告知が刑事違反者、または他の関係者に告知されたときにも、自発的開示は有効にならない
- 各税法違反行為による脱税額が25,000ユーロを超える場合は、各税務当局に付加金の納付が必要とされた。付加金は、脱税額の金額による。刑事訴追を避けるためには、すべての

税法違反者または関係者は、100,000 ユーロ以下のときは 10%の追加納付が必要となる。100,000 ユーロ超、1,000,000 ユーロ以下は、15%の追加納付、1,000,000 ユーロを超えるときは、20%の追加納付が必要となる

なお、刑事免責を受けるためには、従前の規定と異なり、財務当局に脱税額だけでなく、利息を支払うことも重要である。

上述のとおり、新規則は、自発的開示に関する様々な変更を含んでおり、専門家との協議を検討すべきである。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

**Deloitte & Touche GmbH,
Japanese Services Group
Düsseldorf**

佐藤 光俊

+49-(0)211-8772-2099

misato@deloitte.de

金井 聡

+49-(0)211-8772-2474

skanai@deloitte.de

ニュースレター発行元

税理士法人トーマツ

本部・東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

新東京ビル 5 階

TEL : 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatsumo.co.jp

URL : www.deloitte.com/jp/tax-co

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。